

令和6年第4回糸魚川市議会定例会会議録 第5号

令和6年12月19日（木曜日）

議事日程第5号

令和6年12月19日（木曜日）

〈午前10時00分 開議〉

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 議案第82号から同第89号まで、請願第5号及び発議第8号
- 日程第4 議案第90号から同第99号まで
- 日程第5 議案第100号から同第102号まで及び同第104号から同第106号まで
- 日程第6 議案第103号
- 日程第7 議案第107号
- 日程第8 諮問第2号から同第5号まで
- 日程第9 発議第9号
- 日程第10 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 議案第82号から同第89号まで、請願第5号及び発議第8号
- 日程第4 議案第90号から同第99号まで
- 日程第5 議案第100号から同第102号まで及び同第104号から同第106号まで
- 日程第6 議案第103号
- 日程第7 議案第107号
- 日程第8 諮問第2号から同第5号まで
- 日程第9 発議第9号
- 日程第10 閉会中の継続調査について

〈応招議員〉 18名

〈出席議員〉 18名

1番 利根川 正 君 2番 阿 部 裕 和 君

3 番 横 山 人 美 君
 5 番 保 坂 悟 君
 7 番 渡 辺 栄 一 君
 9 番 東 野 恭 行 君
 1 1 番 田 中 立 一 君
 1 3 番 宮 島 宏 君
 1 5 番 近 藤 新 二 君
 1 7 番 新 保 峰 孝 君

4 番 伊 藤 麗 君
 6 番 田 原 洋 子 君
 8 番 加 藤 康 太 郎 君
 1 0 番 和 泉 克 彦 君
 1 2 番 松 尾 徹 郎 君
 1 4 番 中 村 実 君
 1 6 番 古 畑 浩 一 君
 1 8 番 田 原 実 君

〈欠席議員〉 0 名

〈説明のため出席した者の職氏名〉

市 長 米 田 徹 君
 総 務 部 長 大 嶋 利 幸 君
 産 業 部 長 五十嵐 博 文 君
 企 画 定 住 課 長 中 村 淳 一 君
 能 生 事 務 所 長 高 野 一 夫 君
 市 民 課 長 川 合 三 喜 八 君
 福 祉 事 務 所 長 山 岸 千 奈 美 君
 商 工 観 光 課 長 大 西 学 君
 建 設 課 長 長 崎 英 昭 君
 会 計 管 理 者 山 田 康 弘 君
 会 計 課 長 兼 務
 消 防 長 竹 田 健 一 君
 教 育 次 長 山 本 喜 八 郎 君
 教育委員会こども教育課長 古 川 勝 哉 君
 教育委員会文化振興課長
 歴史民俗資料館長兼務
 長者ヶ原考古館長兼務
 市民会館長兼務 嵐 口 守 君

副 市 長 井 川 賢 一 君
 市 民 部 長 渡 辺 忍 君
 総 務 課 長 嶋 田 猛 君
 財 政 課 長 猪 又 悦 朗 君
 青 海 事 務 所 長 仲 谷 充 史 君
 環 境 生 活 課 長 木 島 美 和 子 君
 健 康 増 進 課 長 林 壮 一 君
 農 林 水 産 課 長 星 野 剛 正 君
 都 市 政 策 課 長 内 山 俊 洋 君
 ガ ス 水 道 局 長 山 口 和 美 君
 教 育 長 鶴 本 修 一 君
 教育委員会こども課長 室 橋 淳 次 君
 教育委員会生涯学習課長
 中央公民館長兼務
 市民図書館長兼務 磯 貝 恭 子 君

監査委員事務局長 陶 山 智 君

〈事務局出席職員〉

局 長 磯 貝 直 君
 係 長 水 島 誠 仁 君

次 長 伊 藤 伸 一 君

〈午前 1 0 時 0 0 分 開議〉

○議長（保坂 悟君）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席通告議員は、ありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第１．会議録署名議員の指名

○議長（保坂 悟君）

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、６番、田原洋子議員、１４番、中村 実議員を指名いたします。

次の日程に入ります前に、休会中、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

古畑浩一議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

古畑委員長。〔１６番 古畑浩一君登壇〕

○１６番（古畑浩一君）

おはようございます。

１２月５日と１８日に議会運営委員会が開催されましたので、その経過と結果につきまして、ご報告いたします。

まず、委員長報告につきましては、総務文教常任委員長及び市民厚生常任委員長から、休会中の所管事項調査について、その結果を報告したい旨の申出がありますことから、本日の日程事項としております。

次に、議員発議につきましては、総務文教常任委員会に付託となっておりました請願第５号が採択されたことから、「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正に係る意見書が発議第８号として、また、発議第９号、北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書の計２件が、それぞれ国を提出先として所定の手続を経て提出されております。これを本日の日程事項として委員会付託を省略し、即決にてご審議いただくことで委員会の意見の一致を見ております。

次に、議会運営につきましては、委員長の交代に伴い、ハラスメント防止対策について協議の進捗状況を確認した上で、今後どのように進めていくかが話し合われました。

委員から、ハラスメント防止条例の運用上の不備やアンケート実施に関わる課題など、多くの点が上げられる中、ハラスメント防止条例につきましては、糸魚川市議会基本条例、政治倫理規則との整合性を踏まえ、改正に向け、継続検討していくこととなりました。

以上で、議会運営委員会委員長報告を終わります。

○議長（保坂 悟君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいまの委員長報告のとおり進めることにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり進めることに決しました。

日程第２．所管事項調査について

○議長（保坂 悟君）

日程第２、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については休会中、総務文教常任委員会及び市民厚生常任委員会が開かれ、調査を行っておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

東野恭行総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

東野委員長。〔９番 東野恭行君登壇〕

○９番（東野恭行君）

おはようございます。

総務文教常任委員会では、１２月１３日に所管事項調査を行っておりますので、その主な内容について、ご報告いたします。

調査内容は、こども課及びこども教育課の所管する４項目であります。

項目の１点目、来年度からの実施に向け策定が進められている第３期糸魚川市子ども・子育て支援事業計画（案）であります。委員より、今どきの子供たちは、物心がついたときからスマートフォンなどに触っており、我々の感覚では使い方の指導はできない。ＳＮＳの対応など、情報リテラシーの問題、情報化社会に対応した内容も必要ではないかとの質疑に対し、担当より、計画の中に、子供の安全の確保といった事業を掲げているが、明確には記載されていない。今後、予定している市町村こども計画を策定する際には、そういう部分も位置づけるよう検討を進めたいと答弁が

ありました。

委員より、子育て環境の満足度の令和4年度の数字が33.9%に下がったことについて、教育委員会は、市内医療機関の分娩休止の発表が影響したとの判断であったが、ほかにも原因はないのか。今後の議論の方向性を誤る可能性はないかとの質疑に対し、担当より、アンケートを実施した令和4年9月の2か月ほど前に分娩休止が発表され、アンケートの自由意見には、医療機関に関する心配の声が多かった。それらを踏まえ、あくまで推定ではあるが、教育委員会としての捉えとしたと答弁がありましたが、委員より、満足度の減少について、背景をしっかりと考察してほしいとの意見がありました。

次に、調査項目の2点目、保育園等の適正配置と民営化に関する方針についてであります。冒頭、こども課より、基本方針（案）として、1つは、地域特性を踏まえ、集団としての活動の充実が図られる適正規模を維持し、適正配置・民営化等を推進すること。もう一つは、子供の成長段階に応じた持続可能で、質の高い教育・保育を提供していくことが、方針として示されました。

委員より、自然とのふれあいを大事にした保育など、独自性のある魅力的な保育園も選べるようになれば、新しい動きになると思う。民営化は、事業者の公募という形で進んでいくのかとの質疑に対し、担当より、スピード感を持って適正配置・民営化を進めていきたいと考えている。園は、地域の拠点にもなる。場合によっては、小規模であっても特色のある保育ができれば、地域の活性化につながるということもある。地域の方々や保護者の皆さんと協議しながら進めていきたいと答弁がありました。

次に、調査項目の3点目、（仮称）駅北子育て支援複合施設整備事業についてでは、委員より、今回のDBOは2者からの提案を受けたとのことだが、2つの案に対して、これに応じた工事金額や、工事金額を算出するための設計書が2者から出ていなければ、2者が競合したとは言えないのではないかと。2者からの資料提供が必要ではないかとの質疑に対し、米田市長より、これは入札であり、優先交渉権者もこれで決まっている。応札のあったものを全部見せるということは、逆におかしいと考えていると答弁がありました。

委員より、旧東北電力ビルの解体工事の入札の不調が続いているが、全体の計画に影響はないのかとの質疑に対し、担当より、解体工事は16か月かかる見込みである。施設整備工事は令和8年6月からを予定しており、来年2月までに解体工事に着手できれば、スケジュールの範囲内であると認識していると答弁がありました。

委員より、この事業を中止するとどういう問題が発生するのか。また、違約金やキャンセル料などは、どのくらい発生するのかとの質疑に対し、担当より、設計委託契約を結んだ後であれば違約金等の話が出てくる場合があると推測している。また、当事業で、国の補助の対象と考えていた用地取得費、物件移転補償料、旧東北電力ビルの解体費や解体設計委託などが、返金あるいは補助が受けられない場合もあると答弁がありました。

次に、調査項目の4点目、市内中学校で発生したいじめ事案に係る経過についてでは、委員より、追加調査委員会の報告を待つと3月になる。何らかのけじめ、処分が必要ではないか。また、保護者は、悲痛な思いで相談していると思う。解決策の一つは、犯人の特定や謝罪などと思われるが、調査委員会は、そこまでの調査が可能なのかとの質疑に対し、担当より、第三者委員会の追加調査委員会は、そのような権限を持っていない。保護者説明会の折に、このことは説明していると答弁

がありました。

委員より、これまでも、再発防止、指導強化といった反省の発言が繰り返しあったが、具体的な内容を問う質疑に対し、担当より、6月末に調査委員会から、教育委員会の至らない点などについて指摘を受けたこと、再発防止の取組としては、管理職、教職員への研修、子供への定期的な指導の実施、保護者向けの研修の実施、タブレットも、学校で保管する場合は施錠して保管することとした。また、危機意識が足りなかった部分となるが、教育委員会にタブレット紛失時の対応マニュアルがなかったことを重く受け止め、ガイドラインを作成し、各学校に周知徹底していると答弁がありました。

このほかにも質疑、意見等がございましたが、報告は割愛いたします。

以上で、所管事項調査報告を終わります。

○議長（保坂 悟君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、田中立一市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

田中委員長。〔11番 田中立一君登壇〕

○11番（田中立一君）

おはようございます。

市民厚生常任委員会では、12月12日に所管事項調査を行っておりますので、その主な内容について、ご報告いたします。

調査項目は、第5次糸魚川市犯罪のない安全・安心なまちづくり推進計画についてであり、担当課より、概要版に沿って説明いただきました。

改定に当たっては、現在、県が策定作業を進めている第6次新潟県犯罪のない安全・安心なまちづくり推進計画と整合性を図って策定することとしており、事前に確認したところ、大きな修正はないとのことなので、当市の計画も基本方針や施策の方向性などの変更は行わず、最近の現状を確認した上で、防犯対策の課題の追加や文言の修正等を行っている。今後、1月にパブリックコメントを実施し、2月に推進計画策定委員会において最終審議を行い、3月の市民厚生常任委員会で最終報告を予定している。計画の趣旨及び改定は、糸魚川市犯罪のない安全・安心なまちづくり条例

に基づくものであり、計画の対象範囲は、主として日常の行動範囲内で発生する市民生活に関係する犯罪への対策、取組のほか、犯罪被害者等への支援を対象とし、期間は、令和7年度から令和10年度までの4年間である。犯罪等の現状については、刑法犯の発生状況や消費生活相談件数の状況、犯罪発生の一般的な背景と要因、防犯対策の現状と課題をまとめている。課題では、特殊詐欺・悪質商法の増加や犯罪被害者等に対する支援の項目を追加している。計画の基本目標は、市民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現とし、数値目標の設定のうち、刑法犯認知件数については、直近3年間の平均値をベースに数値目標を設定しており、第1次から第3次の各期間においては目標を達成できたが、現在の第4次は、目標設定116件以下に対し、10月末時点での平均値が128件であり、達成が厳しい状況である。第5次においては、刑法犯認知件数の目標の設定を第4次の実績値から10%減少とする。また、特殊詐欺等発生件数は、直近の単年度の発生件数をベースに数値目標を設定しており、令和6年10月末現在3件であるが、計画終了時においてゼロとすることを目標とする。施策の展開の基本方針は、意識づくり、地域づくり、環境づくりで、自らの安全は自ら守る、地域の安全は地域で守るという防犯意識の下、地域ぐるみの防犯活動により犯罪の防止を図るため、市民、事業者、警察、その他関係機関、市が一体となった地域の防犯力を高めるための推進体制づくりを進める。施策の展開として、計画を推進するための推進体制の整備などについて記載しているという説明がありました。

委員より、特殊詐欺について質疑があり、特殊詐欺の被害状況は、その年によって件数と被害額は内容が違うので、ゼロ件になるのはなかなか厳しい状況である。その対策としては、やはり特殊詐欺なので意識づくり、啓発活動というのも大事なところかと思う。啓発活動の中には出前講座があり、消費生活相談員が今年度16回ほど出て、悪質商法にかからないように、いろいろな事例を挙げて出前講座を行っている。また、地域づくりの点で地域の方々や関係団体、いろんな方々の連携が大事というふうに捉えていて、高齢者等見守り支援ネットワークもあり、その中で独り暮らし高齢者の対応とか特殊詐欺被害の対応に関する訓練等といった活動も大事なことで捉えている。環境づくりは、地域の防犯組合協議会というものもあり、自治会、事業所などへは、防犯カメラの設置強化といった取組を促進していくことが大事と捉えている。特殊詐欺というのは、新しい手段でいろいろと出てくるので、随時、情報提供することが非常に大事だと思っている。方法としては、例えば福祉と連携をして、ヘルパーさんや民生委員さんが訪問のときに伝えとか、広報も使ったの周知も大事だと思っており、新たな手が出るたびにそのような周知に努めたいと思っている。犯罪発生 of 要因の中に規範意識の低下という文言があるが、施策の中に規範意識を高めるような施策がないことについて、規範意識に関する部分に関して学校教育の担う部分もかなり大きいと思っており、教育委員会等と連携する中で、子供たちへの防犯教育も含めて規範を遵守といったところを啓発したい。また、交通安全、防犯を含めた意識啓発を市民に対して計画書の中にどのような方法で反映できるか、また検討するという答弁がありました。

以上で、市民厚生常任委員会の所管事項調査について、報告を終わります。

○議長（保坂 悟君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

〔「議長、議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

古畑議員。

○16番（古畑浩一君）

1点お聞きしたいと思うんですけどね、議会運営委員会的时候にもお話ししましたが、この所管事項調査の中で、建設産業常任委員会の委員長報告がないのはどういうことですか。

○議長（保坂 悟君）

暫時休憩いたします。

〈午前10時20分 休憩〉

〈午前10時20分 開議〉

○議長（保坂 悟君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

今ほどの古畑議員のご質問にお答えいたします。

建設産業常任委員会では、協議題の中に所管事項調査がもともと組まれておりませんので、今日の報告がないということであります。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

古畑議員。

○16番（古畑浩一君）

保坂議長が、建設産業常任委員会委員長として所管事項調査をやったときね、私のほうから、駅前のね、いわゆる鉄道ジオラマの管理体制に対してディディエフ社に認定いただきましたが、これに対するパワハラによって観光協会の職員が辞めさせられて、いまだ、それがトラウマになっている状況についてね、そういうことをやった業者を何年か契約の中に置いてメンテナンスやってもいいのか、これをぜひ調べていただきたい。

また、権現荘に無償譲渡となりましたが、約4億5,000万円ぐらいの資産の中に9,000万円をつけてやると、5億円以上のものの、無償譲渡となっていきます。そうすると、これに伴う、

いわゆる譲与税だとか、そういう部分のものは発生しないのか、これをお聞きしました。これは、そのときの保坂建設産業常任委員会の委員長がね、了解しましたと、分かりましたと。私のほうは、ちゃんと建設産業常任委員会の中で取り上げてもらえるものだと思います。

それからね、やっぱりその後、新聞発表等によりますと、権現荘における盗難事件等も発生していますよね。

それから今度は、スキー場の経営についても、シーズン中に経営することが、なかなか経済上、難しいとかというふうな話であって、これは、建設産業常任委員会の委員長の所管事項に上げてです、全議員に対してさ、それは周知すべきじゃないんですか。そういう指導を建設産業常任委員会の委員長だった保坂さんは、議長にするときは、それをちゃんと引き継いでやるっていうことも一つの条件であったと思うんですよ。

ましてや議長においたって、委員長ではないですが、建設産業常任委員会の委員であったわけですよ。これはやっぱり所管事項としてやらなかったことに対してね、非常に私としては残念に思います。これはやっぱり委員会としてもしっかりと審査を遂行していただきますよう強く要求したいと思います。

○議長（保坂 悟君）

暫時休憩いたします。

〈午前１０時２３分 休憩〉

〈午前１０時２３分 開議〉

○議長（保坂 悟君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

今ほどの古畑議員のご指摘・ご意見・主張というのは、当然、議員ですからお持ちかと思います。前段の、私が建設産業常任委員会的时候には、確かに古畑議員からそういうご指摘をいただきましたが、特段、委員会の中で、その声を反映させる委員会の項目として上げるというようなご意見がございませんでしたので、上げておりません。

また、後段の現委員長、利根川委員長の判断におきましては、正副打合せの中で、休憩中の報告で取り扱うというように判断し、また、委員会の中でも、特段それを所管事項調査に格上げをして審査をするというような議論もありませんでしたので、そのまま調査を行ったと。しかるべき所管事項調査になっておりませんので、本日の報告はないということでございます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

古畑議員。

○１６番（古畑浩一君）

これで終わりますけどね、やっぱり委員会運営としては、とても消極的だと思います。やはりこういう声があって、市民からもそういう声が寄せられる。また、こういう心配があるっていうこと

に対して、委員会としても答えるべきだと思います。また委員の発言がなかったからという、そういうことがちゃんと委員長の耳に届いているんなら、委員長のほうから次第に上げていけばいいんですよ。行政に対する報告事項というものは、それぞれがとても大事なものです。報告事項が議員の本会議の中において皆さんに、委員長報告しなければならないとそのとき思ったら、所管事項調査に上げればいいんだよ。何も行政としても、そういうことについて隠し立てすることなくやっぱり報告、要するに委員会の議事にはないけど、議会に報告しておかないとまずいということで、ちゃんと報告していただいてるんでね、そのことにつきましては全議員、ひいては全市民に対して公表するように強く要望するものであります。

これにて議事進行を終わります。

○議長（保坂 悟君）

古畑議員の議事進行は終わりました。

日程第3．議案第82号から同第89号まで、請願第5号及び発議第8号

○議長（保坂 悟君）

日程第3、議案第82号から同第89号まで、請願第5号及び発議第8号を一括議題といたします。

本案については、休会中、総務文教常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

なお、関連して、発議第8号の説明を求めます。

東野恭行総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

東野委員長。〔9番 東野恭行君登壇〕

○9番（東野恭行君）

本定例会初日に、当委員会に付託となりました関係部分については、12月13日に審査が終了しておりますので、その経過と結果について、ご報告いたします。

審査の結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、議案第83号及び第85号から第89号までは原案可決、議案第82号及び第84号は否決、請願第5号は採択であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

議案第82号から同85号までは、糸魚川市特別職、一般職の給与、市議会議員の議員報酬等の条例改正についてであり、内容が関連しているため、一括説明、一括質疑としました。

担当課より、今回の議案は、今年10月の新潟県人事委員会の勧告に準じ、給与、手当等の引上げを行いたいものである。市民には、給与等が上がらない方々がいることも重々承知しているが、民間企業等の賃上げを波及させたい目的もある。これらの条例改正により、全体で約1億1,100万円の増額となる見込みであるとの説明があり、委員より、物価高騰が続く中で今回の賃上げは、市民は納得しないのではないかという質疑に対して、担当課より、公務員の給与等は人事委員会の勧告に準じた形で、状況によっては、例えば3年前、4年前には手当を減額する議案を

提出している。民間の動向を調査した上での勧告が出されていると答弁がありました。

委員から、インフレによる物価上昇分として妥当ではないかという意見、また、別の委員からは、人事委員会の勧告だからといって市長、副市長、議員が、自分たちで賃上げを決めていいのか。市民の生活は苦しく、特に飲食店などは、なかなかお客さんが戻ってこない中で、店を閉めている方もいる。理事者や議員は、据え置いたほうがいいのかという意見もありましたが、担当課より、特別職及び議員の月額は特別職報酬等審議会で審議されるが、期末手当は、県の人事委員会の勧告に準拠したもので、これまでも勧告に準拠して、手当を上げたり下げたりすることもあったという説明がありました。

また、人材確保対策として、公務員の待遇を引き上げることに賛成する意見に対し、担当課より、全国的に公務員離れが進んでおり、当市においても応募者が、特に新卒者の応募が減っており、通年採用という形で社会人経験者も含めて募集している状況であると説明がありました。

このほかにも多くの質疑や意見が述べられた後、全て起立採決を行い、議案第82号及び第84号は否決、議案第83号及び第85号は原案可決となりました。

次に、議案第86号から第88号であります。こちらは特段、質疑はなく、原案可決となっております。

議案第89号、損害賠償額の決定及び和解については、教職員の出張時に発生した市有自動車事故について、冒頭、教育長から陳謝があり、その後、対物の賠償分について仮示談が成立したことの報告がありました。

委員より、遠方へ行くときは公共交通機関の利用、あるいは前泊してでも安全を優先する対応が必要ではないかという質疑に対して、担当課より、基本的には公共交通機関を使って移動することとなっているが、今回のように時間帯によって公共交通機関が使えない、あるいは公共交通機関がない場所への移動の場合、やむを得ず車で移動という形になる。十分注意し、基本的には公共交通機関の利用を推奨していくと答弁がありました。

ほかにも、多くの質疑がありましたが、本議案は原案可決となっております。

続きまして、請願であります。

請願第5号、「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正に係る意見書の採択を求める請願では、委員より、学校における働き方改革の加速、学校の指導運営体制の充実、教師の処遇改善の一体的、総合的な推進が必要であると中央教育審議会のほうでも今年8月に提言しており、請願の内容も現状に即したものであり、賛成したいという意見、また、教職員の現場では事務手続も多く、また、担任を持つことの負担感、あるいは保護者対応などの負担感など、請願の内容以上の課題があるように思われ、少しでも緩和されるよう、この請願には賛成をしたいなどの意見などがあり、特に異議なく、本請願は採択となりました。

本請願は、意見書の提出を願意としておりますことから、発議第8号を提出いたします。

これより発議文を読み、提案理由といたします。

発議第8号、「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正に係る意見書。

今、学校現場は、教員希望者の減少に加え、病気休職者の増加など、深刻な教職員不足により、子供たちの学びに大きな支障を及ぼしています。持続可能な学校の実現のためには、教職員の勤務

環境の改善、とりわけ長時間労働の是正が、喫緊かつ最大の課題です。24年4月には、猶予期間が設けられていた5業種に労基法時間外上限が付され、社会全体が勤務時間の適正化に向かう中、給特法適用の教員については上限を守らない状態が放置されています。

「骨太方針2024」では、中教審「審議のまとめ」を踏まえ、働き方改革のさらなる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実、育成支援を一体的に進めること、2025年度、通常国会に教職調整額の水準や各種手当の見直しなど給特法改正案を提出することが記載されています。

学校の働き方改革の前進を図る観点から、まずは骨太方針の実現は必要です。しかし、長時間労働是正には不十分であり、教員の健康と福祉が守られていない状況の抜本的な是正策として、具体的な業務の削減、教員の業務負担軽減につながる教職員定数改善などを策定・実施すべきです。

国においては、持続可能な学校の実現と子供たちの豊かな学びの保障のため、学校の長時間労働是正に資する政策実行を求めます。つきましては、下記の事項につきまして、今後の議会でご提起いただき、学校の働き方改革の実現に向けてご尽力いただけますようお願いいたします。

学校の働き方改革推進のため、以下の事項を実施すること。

1、教職員の負担軽減を図る観点から、国として具体的業務削減策を示すこと。

(1) 部活動の地域移行をさらに進めること。

(2) 「カリキュラム・オーバーロード」の実態にあることから、学習指導要領の内容の精選やそれに伴う標準授業時数の削減等を行うこと。

2、教職員定数改善を実施すること。

3、自治体での取組が確実に進むよう、人の配置・確保も含め、推進のための必要な財源確保等を行うこと。

4、教員の命と健康が守られる法制度の整備を図ること。

5、今後、勤務実態調査を行った上で、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、衆議院議長、参議院議長に意見書を提出します。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（保坂 悟君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

発議第8号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので発言を許します。

渡辺栄一議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

渡辺議員。〔7番 渡辺栄一君登壇〕

○7番（渡辺栄一君）

おはようございます。渡辺栄一でございます。

議案第82号、糸魚川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び第84号の糸魚川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論を行います。

ご承知のように、本案件に関わる人事委員会制度は、争議権の制限を受ける公務員などの待遇改善に資するものであり、その増額の数字も決してお手盛りではなく正当な根拠を有するものであります。したがって、本案件には賛成をいたします。

だからといって、貴重な税金を頂く立場としては、厳しい姿勢が必要であり、反対の意見にも利のあるところと存じます。渡辺栄一個人は、議員としての仕事を頂いた後、3年余り議会のチェック機能を果たすべく市民の皆様のご意見を伺うため、東奔西走してまいったつもりでございます。ありがたいことに、初対面の方でも、市議会議員としての信用があるおかげなのか、けげんそうに反応される方はいない感じがしました。

市行政執行部の方々には、時に回答が困難なお話もさせていただきました。しかし、議会全体としては、残念ながらチェック機能が果たせず、箱物行政による財政の硬直化が進行し、人口減少も止められず、期待される民間需要の好循環を生み出すことができませんでした。このような現状での増額には大変申し訳ない気持ちもあります。

一方、活動が続ける中で、誠にお恥ずかしいですが、経済的に出費超過してしまうこともありました。

さて、この案件に賛成の方も反対の方も、可決されれば増額分も頂くことになります。私と違い、ゆとりある議員生活をなさっている方や議員としての成果にじくじたる思いの方は、増額分を市内店舗等での買物に回してほしいことをお願いしまして、討論を終了いたします。

○議長（保坂 悟君）

次に、新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

新保議員。〔17番 新保峰孝君登壇〕

○17番（新保峰孝君）

議案第82号、糸魚川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論を行います。

糸魚川市特別職の職員の給与に関する条例の第3条第1項第3号後段中、100分の

122.5を100分の125に、100分の170を100分の175に改めるものであります。加えて、令和6年12月支給の特例措置として、100分の175とあるのは、100分の180とするとされております。

糸魚川市の経済状況も、新型コロナウイルス感染症の山を越して、ようやくコロナ禍前の状態に戻りつつあるのではないかと思います。けれども一般職と違い、まだ市長等特別職の期末手当をさらに引き上げるような状況には至っていないと考えるものでありますので、本案に反対するものであります。

続いて、議案第84号、糸魚川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論を行います。

糸魚川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の第9条第2項中、100分の170を100分の175に改めるという一部改正となっております。加えて、令和6年12月支給の特例措置として100分の175とあるのは、100分の180とするとされております。

当市の経済状況も、新型コロナウイルス感染症の山を越して、ようやく通常に戻ってきている状況ではないかと思いますが、まだ回復途上ではないかと思います。そのような中で、一般職と違い、議員の期末手当をさらに引き上げるような状況には、まだ至っていないと思いますので、本案に反対するものであります。

以上であります。

○議長（保坂 悟君）

新保議員におわびいたします。

今ほどマイクが入ってませんでしたので、申し訳ございませんでした。

次に、東野恭行議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

東野議員。〔9番 東野恭行君登壇〕

○9番（東野恭行君）

みらい創造クラブの東野恭行でございます。

議案第82号、糸魚川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論させていただきます。

人事院勧告は、労働基本権の制約を受けている国家公務員に代わって、人事院が内閣・国会に勧告を行います。民間企業と国家公務員の給与格差をなくすために、毎年、少なくとも1回行うよう法律で定められている制度であり、公務員、特別職、市議会議員にとって大切な制度であると考えます。

人事院勧告が行われると、地方公務員の給与にも影響があります。地方公務員の給与改定、ボーナス是正が行われるのは、人事院勧告とほぼ同じ時期となります。地方公務員は、国家公務員と同様に労働基本権の制約によって給与やその他勤務条件の交渉ができません。そこで、地方公務員の給与や勤務条件が社会情勢に適応するよう人事委員会が設置されています。

人事委員会とは、地方公務員法に基づき設置されている人事行政機関で、議会や県知事に勧告を行います。人事委員会は、都道府県、指定都市、特別区などに設置されていますが、一般市町村に

は人事委員会が設置されていません。したがって、一般市町村においては、人事院や都道府県の勧告を受けて具体的な給与改定方針が決定します。この人事院勧告が認められないということは、公務員の唯一の給与改定的手段を無視することになり、公務員の適正な身分保障を損ねることになります。

したがって、年に1回行われる勧告に沿った給与の増減は妥当なものであり、今回の条例改正も妥当であると考えます。

逆に、一時的な感情や目の前の増額分のみを見て、今回の条例改正を反対するのであれば、人事院勧告制度の否定につながる行為と言わざるを得ません。

よって、今回の糸魚川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、賛成とさせていただきます。

続きまして、議案第84号、糸魚川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、こちらも賛成の討論をさせていただきます。

まず、議員活動においては、市民の代表としての責務や地域の声を聞くための活動が求められます。このような多忙な日程をこなすためには、十分な報酬がなければなりません。報酬が適正でなければ、優秀な人材が政治の世界に入ることをちゅうちょする要因になると考えます。

次に、個人差はあると思いますが、議員の活動には多くの経費が伴います。それぞれ、広く多岐にわたるものと考えます。これらの費用を適切に補償することで、議員は業務に集中でき、市民ニーズに応えることができます。毎年行われるこの条例の改正は、一般職や特別職と同様、年度によって民間企業との格差をなくすために減額もあり、増額もあり得ます。報酬が増額されることが社会通念上よろしくないこととされ、減額を美德とすることは間違いであると考えます。

このことから、議員は、人事院勧告による報酬増額が市民にどのように還元されるか考慮すべきと考えます。議員は、適正な報酬と経費を受け取ることで、より多くの時間とリソースを地域貢献や政策の実現に費やすため、緊張感を持って職務に当たらなければならないと考えます。

以上の理由から、議案第84号、糸魚川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成いたします。議員活動が、持続的かつ効果的に行われるために適正な改正と捉えております。

以上で、賛成討論を終わります。

○議長（保坂 悟君）

次に、伊藤 麗議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

伊藤議員。〔4番 伊藤 麗君登壇〕

○4番（伊藤 麗君）

糸魚川の未来を魅せる会、伊藤 麗です。

議案第83号、糸魚川市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定と議案第85号、糸魚川市職員の寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については賛成、議案第82号、糸魚川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定と議案第84号、糸魚川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定

については、反対の立場から討論をいたします。

初めに、議案第83号と議案第85号については、人事院勧告に基づき初任給が引き上げられるなど、おおむね30歳後半までの若年層職員や子育て中の職員を特に重点に置きつつ、全年齢層での給料の改定が行われ、約30年ぶりの高水準のベースアップと言われております。

これは、市職員の確保、公立の保育園での保育士確保に課題のある当市において、採用市場において優位性を高めること、また、競争力・体力のある市内企業の賃上げを牽引する役割も期待できることから賛成したいものであります。

続きまして、議案第82号と議案第84号については、まず、糸魚川市の経済動向から、近年、糸魚川市は地域経済の回復を目指していますが、市内中小零細企業の多くは、震災や気候の変動、また、人件費や物価の高騰を受け、従業員の給与やボーナスに価格転嫁などできる状況になく、まだまだ厳しい経済状況に直面しています。このような情勢の中で、県内の企業規模50人以上の事業所から算出された数字を根拠に税金を使って政治家の報酬を増加させることは、市民の理解を得られるのでしょうか。

糸魚川市内の経済状況に倣った糸魚川市の基準づくりを検討する必要性もあると考えます。また、透明性の確保も重要と考えております。

我々の報酬は、市民の税金から支払われております。そのため、市民が納得できる形で説明されるべきですが、現行の人事院勧告による方法では、そのプロセスが不十分だと思います。期末手当についても、市民が参加する特別職報酬等審議会などで議論し、意見を反映させる仕組みが必要です。このような透明性の欠如は、政治への信頼感を損なう要因になり得ると思います。

未来の議員を志す人たちのためにも、この期に上げるべきだという意見や、議員も物価高騰の中で生活する市民の一人だという同僚の議員の意見にも、率直に申し上げますと理解も共感もできるものではありませんが、結論といたしまして、糸魚川市の現状を鑑みると、市議会議員と特別職の期末手当の増額は、市民の経済的な安定が脅かされている状況下において不適切であると考えます。市民のためによりよい議論をし、真に必要な施策に資金を振り分ける姿勢を持つべきで、市民の声に真摯に耳を傾け、現実的かつ公正な判断を下すことが求められております。

よって、反対したいものであります。

これらの理由により、私、伊藤 麗は、議案第83号と議案第85号については賛成、議案第82号と議案第84号については反対の立場であり、議員各位におかれましては、賢明な決定を行っていただくことをお願いいたします。

○議長（保坂 悟君）

次に、古畑浩一議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

古畑議員。〔16番 古畑浩一君登壇〕

○16番（古畑浩一君）

それでは、これより反対討論を行わせていただきたいと思います。

最初のほうに言っときますけどね、私、あくまでも議員と特別職の議案に対して反対なんであって、83号の一般職員の給与につきましては、私も賛成ですんで、一般職の、いわゆる人事院勧告

によるものとね、特別職や議員のものを一緒にやっぱり考えるべきではないと私は思いますよ。一般職の例を引き合いに出して、特別職等に対しては反対するのはおかしいっていうのは、私はおかしいと思いますよ。

それでは入りますよ。

議案第82号、糸魚川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の改正について及び議案第84号、糸魚川市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の改正について、この両議案について、反対の立場で討論を行います。

これらは、県人事院勧告に従い、特別職、市議の期末手当を0.1%引き上げるものでありますが、数字にごまかされてはいけません。0.1%といえども、市長ともなると9万4,760円のアップで、現状161万円が170万円、170万5,680円になるものであります。副市長においても7万2,795円増の131万円、131万310円、教育長においては6万6,470円増の119万6,460円となります。すごいベースアップの額でございますよね。普通のサラリーマンが聞いたら、もう羨ましくてしょうがない額だと思いますよ。

人口減少・少子高齢化に歯止めがかからず、より深刻さを増し、物価上昇は止まらず、景気回復も遅れ、いまだ各業界ともにコロナ不況にあえいでいるのにボーナスアップは許せません。

さらに、市内中学校で起きた教育用タブレット2台の盗難に端を発したいじめ事件は、学校、市教育委員会の初期対応のまずさから、被害生徒は17名から19名に及び、いじめの重大事態にまで発展し、いまだ解決を見せておりません。

こうした経過からも、減俸はあっても増額などは言語道断であります。それを許し、賛成する議員は、もっと困惑する市民、困窮する市民、さらに怒れる市民の声に耳を傾けるべきだと思います。

議会においても、議長を例にとると4万4,620円増の80万3,160円の増となります。ハラスメントによる任期末の議長、議会運営委員会の委員長交代劇など、議会の混乱を招き、市民の議会への信用を失墜させた責任は重大であります。何をもって期末手当の増額を受け入れようとするのか。私には、到底理解できるものではありません。議員たるもの、厳しく自らを律するべきと考えます。それが厳しい選挙を勝ち抜き、市民の負託を得た議員のあるべき姿ではないでしょうか。

最後に、増収となる歳費の財源は、市民の血税であることを肝に据えるべきだと思います。

以上です。

○議長（保坂 悟君）

次に、田中立一議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

田中議員。〔11番 田中立一君登壇〕

○11番（田中立一君）

市民ネット21、田中立一でございます。

請願第5号及び発議第8号、「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正に係る意見書の採択を求める請願に、賛成の立場で討論を行います。

学校現場では、貧困、いじめ、不登校など、課題が山積するとともに、国の教育課程・基準に基づき定めた教育課程の時数と内容が過多になっているカリキュラム・オーバーロードの状態にある

と言われ、様々な課題を大量に抱えている現場の悲鳴が聞こえてきます。GIGAスクール構想や外国語授業など、学習指導要領に伴う教師の職務の多様化・複雑化がますます進み、時間外勤務は長時間に及んでおり、教材研究や授業準備の時間を確保することが困難となっております。

このような長時間勤務など、教育現場の過酷な現状から、教員採用試験者の減少や教師の職に魅力を持ちながら、合格しても辞退するなど、成り手不足が社会問題になっており、スタッフを含めた体制の整備が求められているところであります。学校の働き方改革を進めるという喫緊の課題を抱えながら、時間をかけて取り組みたいことがあるのに時間に制限がかかるという状況に陥っていて、具体的な教員の業務負担軽減など、早急な処遇改善が求められています。

ある報道による現場からの声などを見ますと、子供たちと語らう放課後の時間もなくなった。職員会議の時間さえ生み出せない。放課後の打合せもできない、埋められないその時間は、超過勤務となって職員の心と体の健康まで奪う状態になっている。SDGsに関する内容、食育や防災教育、主権者教育など、これまでの教科等の学習に加えて指導することが学校教育に求められ、激動している状況である。指導内容が増えると、教材研究や指導部の検討にかかる時間も増え、教員の職務時間も超過の状態を招くなどなど、深刻な状況がうかがえます。

子供たち一人一人が大切にされ、豊かな人間関係の中で教育が行われることが、保護者、地域住民、教職員共通の願いであります。そのためには本請願は、勤務実態調査をしっかり行い、必要な措置を講ずる、すなわち児童生徒と教職員が接する時間を多く確保できる、そして、児童生徒一人一人の状況を把握しやすい財源措置、法整備など、教育条件整備を国に求めるものであり、賛成いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（保坂 悟君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第82号、糸魚川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、否決であります。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（保坂 悟君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第83号、糸魚川市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第８４号、糸魚川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、否決であります。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（保坂 悟君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第８５号、糸魚川市職員の寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第８６号、糸魚川市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第８７号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第８８号、新潟県市町村総合事務組合規約の変更についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第８９号、損害賠償額の決定及び和解についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議事の都合により、発議第8号を先議いたします。

お諮りいたします。

発議第8号、「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正に係る意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

なお、このことにより、請願第5号、「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正に係る意見書の提出を求める請願については、採択すべきものいたします。

ここで、暫時休憩をいたします。

11時15分まで休憩いたします。

〈午前11時08分 休憩〉

〈午前11時15分 開議〉

○議長（保坂 悟君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第4．議案第90号から同第99号まで

○議長（保坂 悟君）

日程第4、議案第90号から同第99号までを一括議題といたします。

本案については、休会中、建設産業常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

利根川 正建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

利根川委員長。〔1番 利根川 正君登壇〕

○1番（利根川 正君）

おはようございます。

本定例会初日に当委員会に付託となりました関連部分については、12月16日に審査が終了しておりますので、その経過と結果について、ご報告いたします。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

議案第90号、糸魚川市糸魚川ジオステーションジオパル条例の一部を改正する条例の制定については、担当課より、改正理由については、物価高、高騰などに対応するため、使用料を改定することで、ジオラマ鉄道模型ステーション、ジオラマスタッフの人件費や整備維持費用に充当したいものであり、改正部分は、車両を持ち込みした場合のみ現行200円をジオパル車両を利用する場合と同額の500円とするもので、約47万円の増額を見込んでいると説明がありました。

委員より、実績を見ると、車両を持ち込む方が増えている。車両の持ち込みができることを広く伝えるようPRをお願いしたいという意見がありました。また、利用時間が30分を超えないように、どのように管理しているのかとの質疑に、担当より、使用時間が何分までと書いた紙を受付で渡ししており、混雑時にもスタッフのほうで振り分けしている旨の答弁がありました。

このほか若干の質疑がございましたが、報告は割愛します。

次に、議案第91号、糸魚川市スキー場条例の一部を改正する条例の制定については、担当課より、改正理由について、燃料費などの高騰に伴い入浴利用料金を改定し、ホワイトクリフ塩の道温泉の営業に関する財源としたいと説明がありました。

委員より、料金の値上げによる利用者の減少について検討したかとの質疑に、担当より、令和6年4月から11月まで1万321人の利用があり、昨年との比較で123%と利用者が回復している状況である。今後も急激な増加にはならないにしても、利用者が増えていくと推測すると答弁がありました。

また、議員より、利用している方は、ほとんど固定客で、その方々に対して回数券などはあるのかという質疑に、担当より、現在11回券、23回券がある。これについても料金改定後に検討する予定であると答弁がありました。

このほか若干の質疑がありましたが、報告は割愛いたします。

次に、議案第92号、糸魚川市白馬山麓国民休養地条例の一部を改正する条例の制定について、担当課より、改定理由について、昨今ニーズが高まっている高浪の池キャンプ場の収益を上げることを目的として使用料の改定を行うものであり、近隣の同様な施設を調査し、テントサイト使用料の上限額を3,000円に改定するものであると説明がありました。

委員より、平日は安くても、土日・祝日、一番混雑するお盆などの料金がある程度高く設定するなど、赤字を極力減らすような料金設定の工夫についてどう考えているかとの質疑に、担当より、使用料の設定については、指定管理者と今後、協議して設定していきたいと答弁がありました。

このほか若干の質疑がありましたが、報告は割愛いたします。

次に、議案第93号、糸魚川市集会施設条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第96号、財産の譲与については、担当課より、施設の効果的な管理運営を図るため、田屋会館を地元の下田屋自治会に譲渡するものであると説明がありました。

委員より、国の補助金で建設した同様の施設について、今後、行政としてどのように考えている

かとの質疑に、担当より、農林水産課で管理している地区集会所は、残り3施設ある。今後も地元と譲与する方向で協議を進めていきたいと答弁がありました。

若干質疑がございましたが、報告は割愛いたします。

議案第94号、糸魚川市簡易水道条例の一部を改正する条例の制定については、担当課より、簡易水道事業の料金体系及び加入金の統一を図るための料金改定等であり、令和7年度から令和8年度の2年間で統一したい。来年1月以降に住民説明会を行い、市の広報やホームページなどでも周知していきたいと説明がありました。

委員より、若干質疑はありましたが、特段、報告することはありません。

次に、議案第95号、糸魚川市ガス供給条例の一部を改正する条例の制定については、担当課より、カーボンニュートラル化対象ガスの名称をカーボン・オフセット都市ガスに変更するための条例改正であると説明があり、特段、質疑はありませんでした。

議案第97号、字の変更について及び議案第98号、字の変更については、担当課より、下早川地区及び今井地区において進められた圃場整備工事が完了することに伴い、今後の換地処分登記に向け、字の変更をするものであると説明がありました。

委員より、若干の質疑はございましたが、特段、報告することはありません。

議案第99号、市道の認定については、机上審査の前に現地視察を行っております。

委員より、認定後、市道除雪についての質疑があり、担当より、市道認定後の除雪については、機械除雪により行うが、今後、住宅が建築され、住み始めてから除雪サービスを開始する予定であると答弁がありました。

ほかに若干の質疑がございましたが、報告は割愛いたします。

以上で、当委員会に付託されました議案についての報告を終わります。

○議長（保坂 悟君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

田原 実議員。

○18番（田原 実君）

よろしく願いいたします。

委員長報告に対して、若干の質疑をさせていただきます。

まず、議案第90号、糸魚川市糸魚川ジオステーションジオパル条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは実質、その使用料を取ることになりますよということなのかというところです。これまでは、その使用料が安いということでも、そこに利用者の方が来る理由になっていたと思うんですけども、今回の使用料に、改正するについては、利用者の数がどうなっていくのかという見通しを、誰がどのように考えてくださっているのか、また、委員会にはどのような話があったのか、これが1点でございます。

それから、使用料改正の理由は、物価高への対応と、それからスタッフさんの待遇の改善というふうに説明がございましたんですけど、そこをもう少し具体的に伺いたいと思います。

この値上げされた分のお金を含めて、どこに一体、市からの支出が行くのか、観光協会なのかですね。行った先では、どのように金が使われていくのかということです。一番心配されるのは、スタッフさんの待遇が本当に改善されるかということです。今は、どのような身分、お立場で、どのくらいの報酬を得ておられるか分かりませんが、それが今回の条例改正によってどのくらい改善されていくのか、具体的なところをお聞かせいただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

利根川委員長。〔1 番 利根川 正君登壇〕

○1 番（利根川 正君）

田原議員のご質問ありがとうございます。

まず、一番の使用料、それから持込みの見通しといたしまして、先ほどご説明いたしました、現行 200 円のジオパル車両を利用する場合と同額の 500 円、ですから 300 円の値上げで持ち込めるという形で検討するという形で進んでおります。

それから、2 番目に具体的な件ですが、こちらはジオパル車両の持込み 500 円とすることで、300 円分の使用料ですね、47 万円分の増額を充てるということになっております。

3 番目に関しましては、委員会の中で、特段議論はありませんでした。

それから、4 番目のスタッフの改善されたのかどうかも、具体的な委員会の中では議論はありませんでした。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

田原 実議員。

○18 番（田原 実君）

議論がないことをね、報告するわけにはいかないけども、実際、値上げをしていくということです。支出が増えるってということじゃないですか。その使われ方というところをチェックしておかないと、いかがかなと私は思いました。

それと、今回、料金を改善になった後の PR ですね。それを周知といたらいいか、どのようにされるかということは委員会で議論があったのか。つまり、ホームページ等で料金が今表示されてると思うんですけども、それがね、2 か月、3 か月先でもそのままになってるということはないのかですが、すぐにでも議会で可決されたら、このような料金が変わりますと。だけでもお越しく下さいという、そういう PR が必要になってくると思うんですけども、その辺、委員会の中ではご議論ありましたか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

利根川委員長。〔1 番 利根川 正君登壇〕

○1 番（利根川 正君）

PR のホームページに関してですが、料金の PR の設定についてのホームページの公表するという形の議論は、今回の委員会の中ではされておられません。

それから、ふだんのPRに関しましては、先ほど言ったとおり、車両を持ち込めるという形で皆さんに広くPRして、利用してもらいたいというふうにPRするという形で進めていくという報告です。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

田原 実議員。

○18番（田原 実君）

では、議案第92号、糸魚川市白馬山麓国民休養地条例の一部を改正する条例の制定についても伺いたいと思います。

この高浪の池のキャンプ場に関しましては、利用料が、例えば白馬等と比べても非常に安いからということでお客様が来ているという話を以前に聞きましたが、ただコロナのほうも収まってきて、そういったアウトドアブームといった中での高浪の池に来るお客様は、若干減っているという話も聞いているんですね。そういった折に、この料金を上げていったときにですね、利用が低くなっていくというような、そういったことを考えておかなくちゃいけないと思うんですけども、その点、管理者、運営者とは、どういう話をした上で、ここに議案として出されたのかというところを伺いたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

利根川委員長。〔1番 利根川 正君登壇〕

○1番（利根川 正君）

コロナが明けまして、利用者が減ったということで、利用者を増やすための策といたしまして、株式会社たかなみさんが、テントサイトにおける新たな取組の検討を始めるという、利用者の増加につながる提案をされているという形で伺っております。それも、担当課より説明がありました。

以上です。

○議長（保坂 悟君）

ほかにご質疑ございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

古畑議員。

○16番（古畑浩一君）

それでは、議案第91号、糸魚川市スキー場条例の一部を改正する条例の制定について、お伺いいたします。

先ほどこちっと聞いたんですけどね、まず、これは糸魚川に2か所あるスキー場、シャルマンとシーサイドバレースキー場のことだということですのでよろしいですね。委員会の最中にね、このシーズン中であっても、やっぱりスキー場を休業させることができるようにするんですか。経営不振といましようかね、そういうのはシーズンに入ってから、その場の雰囲気で決めるんですか。今日は、お客さん誰もいないから閉めようとかってするんですか。そういうのはちゃんと話し合ったんです

か。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

利根川委員長。〔1 番 利根川 正君登壇〕

○1 番（利根川 正君）

古畑議員の質問、ありがとうございます。

休業とかいう質問に対して、委員会の中では、特段質問、また議論はありませんでした。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

古畑議員。

○1 6 番（古畑浩一君）

だから、審査が甘いんですよ。営業をやってて、例えば今回の値上げにつきましては、シーズン券も含めて、回数券も含めて今後やっていきたいと言ってるでしょ。これ来年の話じゃないですよ、今シーズンの話ですよ。それで行くとだ、来シーズンの話なんですか。あのね、この12月に来て料金の改定だとかなんだとか、休業日を自分たちで好きで決めていいとか、でね、シーズン券を発行するとJRの定期券みたいなもので、要はね、その間も営業していかなくちゃいけないんですよ。下手なと言われると、いわゆる何というか、利用料金を返していかなくちゃいけない。いわゆる契約事項なんですね、このシーズン券だとかというのは。そういうことについてしっかり話し合われたのか。

それからね、私もやっぱり、ここでPRの件、スキー場のパンフレットにはそれぞれ値段だとか営業時間だとか全部書いてありますね。そういうのは全部見直していくんですか。書き直すとか作り直すとか、その費用って幾らぐらいになるんでしょうかね。

言っときますけど、これ来シーズンの話じゃないですよ。もうオープンしたんですよ、安全祈願祭までやって。ある日、突然値上げしたんですか、この議会が終わったら。シーズン中に急に値上げするんですか。準備期間というものが、普通要るでしょうが。これ、あくまでも今シーズンからですよ。来シーズンからなのか。やっぱりその辺の話をね、いつからそれを行うのかということにつきまして、お聞かせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

利根川委員長。〔1 番 利根川 正君登壇〕

○1 番（利根川 正君）

古畑議員の、まず最初のシーズン券等、質問がありましたが、こちら、今回議案で上げられたのは、ホワイトクリフ塩の道温泉の入浴利用券に関しての改定であります。

それから、2番目の質問のスキー場の、今シーズン、いつからするかという質問もですね、今回、この議案第91号の件は、これもホワイトクリフ塩の道温泉の、温泉に関わる入浴料の改定でありまして、こちら7年度4月1日からという形で変えますので、夏のシーズンから変えるという形の温泉入浴料金という形になります。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

古畑議員。

○16番（古畑浩一君）

そういうことなら、納得をいたしました。やっぱり大事な観光施設のスキー場でもあります。それに関わるものとして、営業日みたいなものだって全部見直していかなくちゃいけないし、経営そのもの自体どうなっていくのか、来年の4月1日、こういった料金改定、それからね、やっぱり営業日だとか休業日だとかというの併せて考えるべきでしょう。これやっぱりPR期間というものは、やっぱりスキー場なんかは、たくさんの方が来られてるわけですからね。その辺につきましても周知していけるように、円滑にね、値上げは反対しませんが、反対しませんが、それで経営がやっていけるかどうか、委員会のほうでしっかりと論議をして、あわせて、スキー場の存続そのものをどういうふうにして考えていくのか、ご検討いただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（保坂 悟君）

ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第90号、糸魚川市糸魚川ジオステーションジオパル条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第91号、糸魚川市スキー場条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第92号、糸魚川市白馬山麓国民休養地条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第93号、糸魚川市集会施設条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第94号、糸魚川市簡易水道条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第95号、糸魚川市ガス供給条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第96号、財産の贈与についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第97号、字の変更についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 98 号、字の変更についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 99 号、市道の認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第 5．議案第 100 号から同第 102 号まで及び同第 104 号から同第 106 号まで

○議長（保坂 悟君）

日程第 5、議案第 100 号から同第 102 号まで及び同第 104 号から同第 106 号までを一括議題といたします。

本案については、休会中、市民厚生常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

田中立一市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

田中委員長。〔11 番 田中立一君登壇〕

○11 番（田中立一君）

本定例会初日に当委員会に付託となりました関係部分については、12 月 12 日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

議案第 100 号、糸魚川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでは、担当課より、し尿くみ取り手数料は、おおむね 3 年に 1 回見直しを行っており、新年度から手数料単価を上げたいものである。改定理由は、人口減少等に伴うし尿くみ取り量の減少、対象世帯が主に中山間地に点在することによる収集効率の低下、物価高騰による収集運搬費の増加によるもので、受益者負担の原則の下、改定を行う。改定内容は、現行の単価 10 リットル当たり 112 円を 16 円上げて 128 円とし、また、128 円のうち、2 円は市の事務費の一部に充当し、残りの 126 円が、収集運搬業者への支払い額となる。収集量は、元年度から 5 年度までの 5 年間で約 24％減少しており、今後も年 4％程度の減少傾向が続くと見込んでいる。来年 1 月から 3 月の間にホームページやおしらせばんなどで市民周知を行い、来年 4 月 1 日以降のくみ取り分

から適用予定であるという説明に、委員より、接続していない世帯がどういう世帯かという質疑があり、くみ取りの件数は、令和５年度１，４９０件あり、下水道整備が敷設されてない中山間地のほうに多く点在している。やはり名簿等を見ると、中山間地域の高齢者世帯が多いように見受けられ、経済的な面、それから将来的に高齢者のみ世帯では先がないというところで、ためらいもあるのかなというふうに理解している。下水道のほうで、そういった世帯の公共下水道、合併浄化槽等の接続等を推進しているところだが、課がまたいでいるので承知していないが、高齢者のみの世帯が多いように感じている。そういった世帯にしてみれば、値上がりというのは家計の面でも大変影響が大きいかなと思うが、下水道、それから合併浄化槽等の手数料等と比較すると、費用的には安いという面もあり、そこは受益者負担というところの部分は堅持していかなければいけないと考えていると答弁がありました。

このほか若干の質疑がありましたが、報告は割愛させていただきます。

次に、議案第１０１号、糸魚川市障害者地域活動支援センター条例の一部を改正する条例の制定についてでは、現在、市内には４か所の地域活動支援センターがあり、今回の条例改正により、令和７年４月から能生地域にある、いちょうの家、青空工房の２施設を１施設に統合して、新たな名称を青空いちょうの家とするとともに、青海地域にある、あけぼの福祉作業所を、あけぼのに名称変更したいものである。改正理由及び期待される効果は、いちょうの家、青空工房は、施設統合により、利用者の障害特性に合わせた支援をより多くの指導員で検討、共有し、統一性を持って行うことができること。また、運営経費に係る財源についても、これまでは基本的な業務に対し特別交付税の対象となっていたが、施設統合により、１日当たりの平均の利用人数が増えることで、さらに国・県の補助が見込め、財源が確保されることで、より安定的・継続的な運営が期待でき、最終的には利用者へのサービス向上へつながることが期待される。

あけぼの福祉作業所の名称変更については、以前の障害福祉事業の一つであった小規模作業所をイメージさせる名称となっているが、障害福祉制度の改正の過程で、小規模作業所というサービス種別がなくなっており、利用者や家族からも名称変更を希望する声があること、また、これまでも、利用者や地域の皆さんからは「あけぼの」との愛称で親しまれていることから、今回の条例改正に併せ、名称変更を行いたいという説明に、委員より、今度一緒になる青空工房といちょうの家の組織や運営について質疑があり、いちょうの家は、主に知的障害を持つ家族の方がつくる育成会のほうが主体となって運営されていた。また、青空工房は、主に精神障害を持つ方の家族が家族会として運営されてきたところで、最初の成り立ちのところから対象の方も違っていたので、２つの小規模作業所ということで活動してきた。それが制度改正により、名前のほうが、小規模作業所から地域活動支援センターというふうに変ったが、２つのまま運営をしていた。２つの施設を一つに統合するので、名称としては青空いちょうの家という施設になるが、実際にやっている内容も日課の行程も少しずつ違っている。同じ施設の中だが、当面の間はこれまでどおり青空班とかいちょう班というようなグループ分けをする中で、安定して活動していただけるよう運営を考えていると答弁がありました。

このほか若干の質疑がありましたが、報告は割愛させていただきます。

次に、議案第１０２号、指定管理者の指定について（糸魚川市斎場及び能生火葬場）では、糸魚川市斎場及び能生火葬場の指定期間が、令和７年３月３１日で期間満了となることから、同年４月

1日以降の指定管理者を定めたいもので、候補者は、五輪・糸魚川二幸グループ、指定期間は、糸魚川市斎場が令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間、能生火葬場が令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間である。令和8年度末で能生火葬場を廃止とすることから、このような期間となっている。火葬業務を中心とした斎場の管理及び運営を円滑に遂行できること、故人の尊厳及び利用者の心情に配慮したきめ細やかなサービスを提供することを基本方針としている。申請者は1者であったという説明に、質疑はありませんでした。

次に、議案第104号、令和6年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議案第105号、令和6年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議案第106号、令和6年度糸魚川市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）では、質疑はありませんでした。

以上で、市民厚生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（保坂 悟君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第100号、糸魚川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

これより、議案第101号、糸魚川市障害者地域活動支援センター条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

これより、議案第102号、指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第１０４号、令和６年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第１０５号、令和６年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第１０６号、令和６年度糸魚川市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

ここで、昼食時限のため、１時まで休憩いたします。

〈午前１１時５２分 休憩〉

〈午後１時００分 開議〉

○議長（保坂 悟君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第６．議案第１０３号

○議長（保坂 悟君）

日程第６、議案第１０３号を議題といたします。

本案については、休会中、それぞれ常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

東野恭行総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

東野委員長。〔９番 東野恭行君登壇〕

○９番（東野恭行君）

本定例会で、当委員会に分割付託となりました議案第１０３号については、１２月１３日に審査が終了しておりますので、その経過と結果について、ご報告いたします。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

企画定住課・財政課の関係部分では、２款１項４目２１、ふるさと糸魚川応援寄附金事業について、担当課より、多くのふるさと糸魚川応援寄附金を頂いたことから、報償費、運搬料、ポータルサイトのシステム使用料など、返礼品などに係る経費を追加したいものである。返礼品は、お米などが中心であった。歳入は、２億５,０００万円増額し、６億５,０００万円とすると説明がありました。

委員より、市内の経済循環に寄与していると受け止めているが、多額のコンサル料を支払っていないかとの質疑に対し、担当より、ポータルサイトと契約をしているが、ふるさと納税の業務を委託に出しているわけではなく、そういう面では、ほかの自治体より経費がかかっていないと考えている。担当職員が懸命に対応している状況であると答弁がありました。

文化振興課の関係部分では、担当課から、フォッサマグナミュージアムのショップの売上げが予算を上回る見込みで、商品を補充するための増額補正、また、歳入では、入館料の値上げ及びショップの売上増に伴うものであると説明があり、好評な商品を問う質疑には、担当より、５００円、１,０００円といった価格のヒスイ製品が多く出ていると答弁がありました。

委員より、入館料の値上げに対しても苦情等がなかったのはよかったと思う。今後も適切な受益者負担により施設の充実を図るなど、情勢を見ながら適宜、対応してほしいという意見に対して、米田市長より、フォッサマグナミュージアムは、糸魚川を知る情報発信基地の一つだと思っている。我々が目指すものは、普通の観光と違い、説明が必要。そこで学ぶことが知的満足度を高め、観光と教育という二面性を併せ持った施設であるので、ブラッシュアップし、その価値を示し、これに見合う料金を頂けるようにしていきたいと答弁がありました。

このほかにも、質疑・意見等がありましたが、報告は割愛させていただきます。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（保坂 悟君）

次に、利根川 正建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

利根川委員長。〔１番 利根川 正君登壇〕

○１番（利根川 正君）

本定例会初日に当委員会に分割付託となりました議案第１０３号について、１２月１６日に審査が終了しておりますので、その経過と結果について、ご報告いたします。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

農林水産課関係では、担当課より、農地集積・集約化対策事業は、国の補正により下早川あわら地区における交付金の増額が見込まれるため、地元への協力金を増額したい旨の説明があり、質疑はありませんでした。

建設課関係では、担当課より、道路除排雪事業は、除排雪委託料について、市道等の機械除雪に係る作業委託料8億円を見込み、今シーズンの除雪に対応するため、増額したい説明がありました。また、土砂災害緊急事業は、能登半島地震により被災した大平寺地区の能生川左岸ののり面について、のり面保護の治山事業を行いたい旨の説明があり、質疑はありませんでした。

次に、住宅管理費は、市営住宅にかかる給湯器の故障件数が見込みより多く、冬場を迎えることから施設修繕料を増額したい説明がありました。

委員より、給湯器の故障件数についての質疑があり、担当より、管理している公営住宅は全体で480戸、そのうち入居している戸数は約380戸であり、現時点で9戸の給湯器修繕を行っている」と答弁がありました。

次に、都市政策課関係では、担当課より、生活交通確保対策事業は、市内路線バスを運行する事業者への補助金であり、当初予算1億5,500万を計上していたが、燃料価格、車両修繕費の増加などで、当初予算に対して500万円不足する見込みであり、今回、補正予算を計上したいものと説明がありました。

委員より、現在28台を保有しており、稼働年数20年以上、走行距離100万キロ以上という車両が多いが、これはバス会社における常識的な数値なのかとの質疑に対し、担当より、稼働年数20年以上の車両が13台であり、中古を購入して車両をやりくりしている。また、走行距離については、一定ラインの中で安全に運行していると答弁がありました。

委員より、今後、中型、小型にシフトしていき、燃料費等の経費節減についてバス会社と行政とで協議しているのかとの質疑に、担当より、年々バスを利用されている方が減少している状況であり、糸魚川バスに対しては、利用状況に見合った車両の大きさでの運行をお願いしている。と答弁がありました。

このほか若干の質疑がございましたが、報告は割愛いたします。

以上で、議案第103号のうち、当委員会に分割付託となりました部分について、報告を終わります。

○議長（保坂 悟君）

次に、田中立一市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

田中委員長。〔11番 田中立一君登壇〕

○11番（田中立一君）

本定例会初日に当委員会に分割付託となりました議案第103号については、12月12日に審査が終了しておりますので、その経過と結果について、ご報告いたします。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

環境生活課関係では、担当課より、2 款交通安全対策費、高齢者運転免許証自主返納支援事業は、申請件数の増加及び翠ペイギフトカードを選択される方の増加に伴い追加したいもので、具体的には、タクシー券から翠ペイギフトカードにお客様が流れており、タクシー券の場合は使用期間が最長2 年間あるため、当年度だけでなく翌年度にも支払いが分散したが、翠ペイギフトカードの場合は、当初に2 万円を一括払いしなければならないため、支払い形態の違いにより、予算不足が見込まれるものである。

4 款、生活環境総務費、鳥獣対策事業は、有害鳥獣捕獲に係る委託料を追加したいものであり、昨年冬の捕獲状況などから推測すると、1 2 月以降も4 0 0 頭程度の捕獲が想定され、当初見込みより増え、全体で1, 2 0 0 頭程度と見込んでいるという説明に、委員より、運転免許返納の際の市民の声についての質疑があり、免許返納の際のアンケートでは、免許返納のきっかけについては、高齢のための運転不安と家族に勧められたという方が大半の結果となっている。今後の移動手段については家族や知人の支援を受けるというものと、バスやタクシーを利用するというものが上げられている。免許返納後の生活の不安や心配事については、心配があるという方が2 9 %あり、内容は、外出時に不便、通院時の不安、行動が制限されてしまう、生活リズムが変わってしまうなどがあったと答弁がありました。

福祉事務所関係では、担当課より、3 款障害者自立支援諸費、障害者自立支援諸費は、制度改正に伴い、令和7 年4 月から変更が生じる事項に対応するため、障害者自立支援給付審査支払い等システムの改修に係る委託料である。老人福祉費、遠隔地介護サービス送迎等支援事業は、今年度から新規で実施しており、前期分の申請を受付したところ、当初見込みよりも該当となる方が多く、予算が超過したため、後期分として追加をするものである。生活保護扶助費は、生活保護費の増額補正であり、入院による医療費の増加が主な理由であるという説明に、若干の質疑がありましたが、報告は割愛させていただきます。

健康増進課関係では、担当課より、4 款医療対策費、医療人材確保対策事業は、J A新潟厚生連の経営悪化に伴い、状況の改善に向けた経営改革を進める糸魚川総合病院に対し、病院の先行き不安による医療従事者の離職を防ぎ、2 4 時間3 6 5 日の安定的な医療体制の維持につなげるため、人材確保対策として補助金を交付するものである。これにより、糸魚川市が病院に対してしっかりと支援していくという姿勢を従事者の皆さんに伝えたいという説明に、委員より、医療人材確保として、今回の補正を含めて糸魚川総合病院にどれだけ支援しているかという質疑があり、今回の人材確保以外に、救急医療体制の確保などを含めて、令和5 年度の決算では、糸魚川総合病院に対して2 億2, 7 0 0 万円ほど補助金として支払い、令和6 年度予算も同様のメニューで2 億4, 5 0 0 万円ほど計上しているという状況であるという答弁でした。

経営は、J A厚生連であり、他の民間病院との違いは何かという質疑では、米田市長より、違いといわれても、一つしかない病院である。最近、県の要請もあり、今の糸魚川総合病院が黒字化になるにはどのような姿となるべきかという考え方を示してきたが、とても容認できるものではなく、救急医療も、また産科も、さらに糸魚川市にとって必要というような診療科目までなくなるような状態である。それを考えたときに、赤字の部分というのは、地域にとって必要な部分を担ってもらっていると捉えているので、我々が支援をする中で、何とかやりくりをしながら、その中でも赤字を出しながら運営していることが、糸魚川総合病院の実情と思っている。上越圏域の医療構想を進

める中において、その辺が明確になりながら、公的病院が公立病院と等しくなっていく今が過渡期であり、糸魚川市には、当然、地域医療を支えていく施設が必要であり、県もそれをどう捉えているかというところをしっかりと確認して進めていきたいし、特に上越圏域は、地域医療構想の中でもその辺をしっかりと確立していかななくてはいけないと思っているという答弁でした。

開業医の病院と総合病院の対応の違いについての質疑では、米田市長より、糸魚川総合病院も加入している医師会とは、毎年、懇談会も行っており、要望などを通じて、どのような施策をしていけば行っていけばいいのかというような意見もいただいている。そういったところから、民間の診療所に対しても開業医の支援をしている状況であり、今、我々が向いてるのは糸魚川総合病院かもしれないが、病院と開業医の皆さんとのつながりの中で、救急医療についてもご協力いただいて取り組んでいるのが実情である。このような中、糸魚川の医療は本当に今大変な状況になっていると思っている。糸魚川総合病院しかり、そして開業医の皆様方もだんだん高齢化してきており、5年、10年後、15年後は、やはり不安なところがあり、全体を見て、どう対応していくかが非常に大事な事柄だと思っているという答弁がありました。

委員より、1,200万円という数字の根拠についての質疑があり、今回の補助金は、地域医療体制をしっかりと守っていくために職員の離職をまず防ぎたい。金額の設定に当たっては、糸魚川総合病院の職員が約400名おられるというところで、1人当たり3万円というところから導き出したものである。職員の皆さんの働きやすさであったりモチベーションの向上、そういったものに充ていただければと考えているという答弁でした。

他の自治体が支出しない中で、糸魚川市が率先してこういう姿勢を見せるという質疑では、米田市長より、県内の厚生連病院というのは大体同じに捉えられがちだが、各自治体の成り立ち、生い立ちを考えたときに、かなり差がある。特に糸魚川は非常に人材不足で、市内のみで医療人材を賄えない状態であり、他地域からおいでいただいている方々が、結構多いという現状にある。そういう中で厳しい労働環境や厳しい給与状況となり、将来が厳しい状態と捉えたときには、簡単に一つのきっかけで辞めたり、地元へ戻る方が結構いるということを聞いている。そういう中で、糸魚川市はずっと医療人材に対しては苦勞しながら、そして制度をつくりながらいろいろやってきているが、これまでの取組が無にならないよう、また、経営状況悪化に伴う人材離れの危機意識から、ぜひ職員の皆様には、引き続き地域医療を守っていただきたいという一つの考えから、今回の支援をさせていただきたいという答弁がありました。

このほか若干の質疑がございましたが、報告は割愛いたします。

以上で、議案第103号のうち、当委員会に分割付託となりました部分について、報告を終わります。

○議長（保坂 悟君）

ただいまの各委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

渡辺栄一議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

渡辺議員。〔7番 渡辺栄一君登壇〕

○7番（渡辺栄一君）

渡辺栄一でございます。

議案第103号、令和6年度糸魚川市一般会計補正予算（第4号）について、賛成の立場で討論を行います。

4款衛生費の医療人材確保対策事業の1,200万円は、JA新潟厚生連の経営状況の悪化を受けて、同厚生連が運営する糸魚川総合病院に対して、状況改善に向けた経営改革を進める同病院に対して、病院の先行き不安による医療従事者の離職を防ぎ、安定的な医療体制の維持につなげるため、緊急的な対応として、市独自の予算措置を講じました。同対策事業費の当初予算約1億4,000万円に、緊急支援補助金としての追加は、市が、県に対する支援の働きかけや厚生連の経営計画のつくり直しを確認しながら、その間の必要な支援策として、やむを得ない判断措置であると思います。

今月2日のヒスイ王国館で行われた「糸魚川総合病院の現在地と将来の姿」の公開講演会の講話の中で、山岸病院長より、今年は1億円の黒字だが、来年は給与を戻すため、再び赤字になってしまうような意見がありました。公金を増額投入していくことに限界も生じてくるため、JA新潟厚生連の経営改革を前提に、国や県に対し、緊急の財政支援、地方財政措置の拡充等について要望し、地域医療の中核を担う糸魚川総合病院の存続を図ってほしいと思います。

次に、8款土木費の道路除排雪費の除排雪委託料の4億8,000万円の増額は、今冬は降雪量が多いとの予報や雪道での安全確保、心が折れるような雪国の不安を払拭させるために必要な予算だと思います。そのほか、生活保護世帯における生活保護扶助費8,000万円、能登半島地震により被災した太平寺地内の能生川左岸について、のり面保護工事費7,200万円は、緊急性が高いものと判断いたします。

以上をもちまして、議案第103号、令和6年度糸魚川市一般会計補正予算（第4号）について、賛成を表明して、討論を終了いたします。

○議長（保坂 悟君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第103号、令和6年度糸魚川市一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

ここで、暫時休憩いたします。

〈午後 1 時 2 1 分 休憩〉

〈午後 1 時 2 2 分 開議〉

○議長（保坂 悟君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第 7．議案第 1 0 7 号

○議長（保坂 悟君）

日程第 7、議案第 1 0 7 号、教育長の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第 1 0 7 号は、教育長の任命についてでありまして、教育長、蘆本修一さんの任期が令和 6 年 1 2 月 3 1 日をもって満了となりますことから、再度任命いたしたく、議会のご同意をいただきたいものであります。

以上であります。よろしくご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（保坂 悟君）

お諮りいたします。

ただいま説明のあった本案については、会議規則第 3 7 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより説明に対する質疑に入ります。

本案の質疑は、1 人 1 5 分以内としてください。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

古畑議員。

○16番（古畑浩一君）

それでは、質疑をさせていただきます。

本案の蘆本さん続投ということでございますが、いかなる理由なのか、お聞かせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

人格が高潔で、教育行政に関して見識を有している点、また、教育に対して強い情熱と使命感を持っている点、また学校教育のみならず、スポーツ、文化、自然観察など、幅広い分野で知識を有している点を推薦の理由にさせていただきました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

古畑議員。

○16番（古畑浩一君）

これは、それだけじゃなくてね、現在審議中の市内中学校でのいじめ事件の、これだって現在、重大事態に指定されて再調査やってますよね。人格の高潔さとか経験の豊富さとか強い情熱とかではない。この問題について、しっかり責任を持って取り組むという項目がやっぱりいるんじゃないですか。いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

教育長として、今お務めいただいておりますわけでございまして、当然、そういった今、学校の起きておる諸問題については、そのような対応をできる、私は、人格を有している人として捉えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

古畑議員。

○16番（古畑浩一君）

教育長続投にするにしろ、ここで、任期満了で辞めるにしろね、次の教育長になったって、なられた方が今のいきなりいじめ問題の渦中に取り組んでいかなくちゃいけないので、私も個人的には、この蘆本さんの続投しかないかなと。

ただ、その中身というのはね、いい人だ、素晴らしい実績がある、強い情熱を持っているといういい面だけじゃないですよ。やっぱりいじめ事件における初期対応の甘さから、大きな重大事件にまで発展させてしまったと。その責任を、身を持ってこの問題の解決について全力を挙げていかな

くちやいけないというのが最大の続投の、何ていいでしょうかね、理由になるんじゃないですか。やっぱりそれだけ優れてる人や人格高潔で強い情熱があって、高い見識と何のかんのっていうんだったら、このいじめ事件だって、問題はもっと早く処理できたはずでしょう。全てについてパーフェクトじゃないじゃないですか。だから、何だろう、その功罪併せ持つ部分をやっぱり言うべきだろうと思うんですよね。

本案について反対するわけではありませんが、私としては引き続き、このいじめ問題等のやっぱり調査と、それから解決を強く望むものであります。

終わります。

○議長（保坂 悟君）

ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより、議案第107号、教育長の任命についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については、これに同意することに決しました。

暫時休憩いたします。

〈午後1時28分 休憩〉

〈午後1時28分 開議〉

○議長（保坂 悟君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

本市議会では、申合せにより、教育長に就任し、または再任したときは、挨拶を行うこととしておりますので、この際、発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

鶴本教育長。〔教育長 鶴本修一君登壇〕

○教育長（鶴本修一君）

今ほどは、教育長再任の議案に、議員の皆様方から同意をいただきまして、ありがとうございました。

私は、教育長として1期3年と4か月の間、務めさせていただきました。これまでの取組の中で、反省を含めて様々な場面に遭遇し、体験し、多くのことを学ばせていただきました。今、教育委員会が抱える課題は山積しておりますけれども、何よりも子育てや教育の尊重を具現化していく、各

施策を確実に推進していくことが肝要であると強く実感しております。引き続き、糸魚川市教育大綱に基づいて、子ども一貫教育のさらなる充実・発展を目指して、成果と課題を踏まえ、一步一步、皆さんと一緒に進めてまいりたいと考えております。教育委員の皆さんや教育委員会事務局職員とチーム力を発揮しながら、課題解決に向け、鋭意、精いっぱい努めてまいりたいと思います。

議会並びに議員の皆様方からは、引き続きのご指導とご支援を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。一言の挨拶とさせていただきます。

今後ともよろしくお願いいたします。

日程第８．諮問第２号から同第５号まで

○議長（保坂 悟君）

日程第８、諮問第２号から同第５号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

諮問第２号から第５号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

諮問第２号は、現在、人権擁護委員をお願いいたしております、高松和子さんが、令和７年３月３１日をもって辞任いたしますことから、新たに、渡邊寿敏さんを推薦させていただきたく、議会のご同意をお願いいたしたいものであります。

諮問第３号は、現在、人権擁護委員をお願いいたしております、恩田正身さんの任期が、令和７年３月３１日で満了いたしますことから、新たに、杉野 尚さんを推薦させていただきたく、議会のご意見をお伺いいたしたいものであります。

諮問第４号は、現在、人権擁護委員をお願いいたしております、田村ゆかりさんの任期が、令和７年３月３１日で満了いたしますことから、再度推薦させていただきたく、議会のご意見をお伺いいたしたいものであります。

諮問第５号は、現在、人権擁護委員をお願いいたしております、田中唱子さんの任期が、令和７年３月３１日で満了いたしますことから、新たに、丸山京子さんを推薦させていただきたく、議会のご意見をお願いいたしたいものであります。

以上であります、よろしくお願いいたします。

○議長（保坂 悟君）

お諮りいたします。

ただいま説明のあった本案については、会議規則第３７条第３項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより説明に対する質疑に入ります。

質疑は、1人15分以内としてください。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は、これを適任と認め、答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、これを適任と認め、答申することに決しました。

次に、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は、これを適任と認め、答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、これを適任と認め、答申することに決しました。

次に、諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は、これを適任と認め、答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれを適任と認め、答申することに決しました。

次に、諮問第5号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は、これを適任と認め、答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、これを適任と認め、答申することに決しました。

日程第9．発議第9号

○議長（保坂 悟君）

日程第9、発議第9号、北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

古畑浩一議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

古畑議員。〔16番 古畑浩一君登壇〕

○16番（古畑浩一君）

それでは、発議第9号について、意見書を読み上げ、提案理由といたします。

北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書。

北朝鮮による日本人拉致問題については、2002年の日朝首脳会談で北朝鮮が日本人の拉致を認め、拉致被害者5名が帰国を果たしたものの、その後は解決に向けた進展が見られないまま20年以上が経過いたしました。

政府認定の拉致被害者12名が安否不明の状況であり、このほか特定失踪者、拉致の可能性を排除できない事案に係る方々が、いまだ多数おられます。

新潟県では、拉致被害者5名のうち、横田めぐみさんと曾我ミヨシさんが、いまだ帰国を果たされていません。また、県内には拉致の疑いのある特定失踪者の方が6名おられ、現在も安否が分からぬままとなっております。

このような状況の中、近年では横田めぐみさんの父、滋さん、田口八重子さんの兄、飯塚繁雄さんが、拉致被害者との再会を果たせぬまま他界されており、被害者自身やその家族の高齢化が進む中、もはや一刻の猶予も許されない状況に置かれております。

よって、国会及び政府においては、拉致被害者及び特定失踪者家族の痛切な思いを共有し、拉致被害者及び特定失踪者全員の早期帰国並びに真相の究明に向け、今後とも拉致問題を「最優先、最重要課題」と位置づけ、国際社会と連携を強化しつつ、国際情勢に鑑み、時期を逸することなく、国を挙げて全力で取り組まれるよう、強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、拉致問題担当大臣（内閣官房長官）に意見を提出いたします。

以上であります。

○議長（保坂 悟君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより発議第9号、北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第10．閉会中の継続調査について

○議長（保坂 悟君）

日程第10、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務文教常任委員長、建設産業常任委員長、市民厚生常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付してあります申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上で、本定例会の全日程が終了いたしました。

閉会に当たり、米田市長から発言を求められておりますので、この際、これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（保坂 悟君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

令和6年第4回市議会定例会閉会に当たり、お礼を兼ねまして、一言ご挨拶申し上げます。

去る12月2日から本日までの長期間にわたり、条例改正や補正予算など、多数の重要案件につきまして、慎重なご審議をいただきましたことに対して、厚くお礼を申し上げます。

さて、この機会に2点について、ご報告申し上げます。

最初に、市内スキー場のオープンについて、ご報告申し上げます。

明日、20日、金曜日にシャルマン火打スキー場がオープンいたします。

シーサイドバレースキー場につきましては、積雪量が不足していることから、オープン日を27日、金曜日といたして準備を進めております。両スキー場を核とした冬季の観光振興と交流人口の拡大に努めてまいります。

2点目に、国の補正予算に伴う専決処分について、ご報告申し上げます。

12月17日に、物価高騰の影響を受ける生活者や事業者に対し、きめ細やかな支援を行うため、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について、国の補正予算が成立いたしました。この中で、国は、低所得世帯支援枠として、住民税非課税世帯1世帯当たり3万円、うち子育て世帯は、子供1人当たり2万円を加算することといたしており、また、非課税世帯等灯油購入費等助成事業につきましては、昨年同様に県で実施を検討いたしております。

いずれの事業も、詳細が決まり次第、早期に対象者に支給いたしたいことから、専決処分に対応させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、今ほど申し上げた事業以外の物価高騰対応等の事業につきましては、3月定例会に、改めて提案させていただく予定といたしております。

以上、2点について、ご報告申し上げます。

議員各位をはじめ市民の皆様から、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、令和7年3月市議会定例会の招集日を、2月17日、月曜日とさせていただきたい予定でありますことをご報告申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

○議長（保坂 悟君）

これをもちまして、令和6年第4回糸魚川市議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたり、大変お疲れさまでございました。

〈午後1時43分 閉会〉

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員